

独立行政法人統計センター在宅勤務規程

平成 22 年 2 月 1 日

統計センター規程第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、統計センターの職員（以下単に「職員」という。）の在宅勤務について、勤務時間等に関する特例その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 在宅勤務 職員が職員の勤務時間、休暇等に関する規程（統計センター規程第 8 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 6 条及び第 6 条の 2 の規定により勤務時間が割り振られた日（勤務時間等規程第 15 条第 1 項の休日及び同条第 2 項の代休日を除く。）にその自宅又は理事長の指定する場所で勤務すること
- 二 育児短時間勤務職員 独立行政法人統計センター育児休業等規程（統計センター規程第 10 号。以下「育児休業等規程」という。）の規定により育児短時間勤務をしている者
- 三 第 1 号育児短時間勤務職員 育児短時間勤務職員のうち承認を受けている勤務の形態が育児休業等規程第 10 条第 1 項第 1 号に該当する者
- 四 第 2 号育児短時間勤務職員 育児短時間勤務職員のうち承認を受けている勤務の形態が育児休業等規程第 10 条第 1 項第 2 号に該当する者
- 五 第 3 号育児短時間勤務職員 育児短時間勤務職員のうち承認を受けている勤務の形態が育児休業等規程第 10 条第 1 項第 3 号に該当する者
- 六 第 4 号育児短時間勤務職員 育児短時間勤務職員のうち承認を受けている勤務の形態が育児休業等規程第 10 条第 1 項第 4 号に該当する者

(在宅勤務の承認)

第 3 条 職員は、在宅勤務を行おうとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。

2 次に掲げる職員は、前項の承認を受けることができない。

- 一 非常勤職員
- 二 勤続年数が 3 年に満たない職員
- 三 理事長が定める資格を有しない職員

(在宅勤務の命令)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長は、天災の発生その他の緊急の事情が生じ

た場合において、職員（非常勤職員を除く。）に対し、在宅勤務を命ずることができる。

（始業の時刻）

第5条 在宅勤務を行う日の始業の時刻について、勤務時間等規程第7条及び第18条の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる職員は、同表の右欄に掲げる時刻のいずれかとすることができる。

（休憩時間）

第6条 在宅勤務を行う日の休憩時間について、勤務時間等規程第8条の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員以外の職員、第3号育児短時間勤務職員及び当該在宅勤務を行う日の勤務時間が7時間45分である第4号育児短時間勤務職員は、次の表の左欄に掲げる当該始業の時刻に応ずる同表の右欄に掲げる時間のいずれかとするすることができる。

始業の時刻	休憩時間
午前8時15分	45分 1時間 1時間15分 1時間30分 1時間45分 2時間
午前8時30分	45分 1時間 1時間15分 1時間30分 1時間45分
午前8時45分	45分 1時間 1時間15分 1時間30分
午前9時	45分 1時間 1時間15分
午前9時15分	45分 1時間
午前9時30分	45分

2 前項の休憩時間の開始時刻は、午前11時15分から午後2時15分までの時刻

でなければならない。

第7条 第1号育児短時間勤務職員、第2号育児短時間勤務職員及び勤務時間が3時間55分となる日の第4号育児短時間勤務職員については、在宅勤務を行う日の休憩時間について、勤務時間等規程第8条の規定は適用しない。ただし、第5条の始業の時刻が午前9時から午前11時45分までの時刻である第1号育児短時間勤務職員及び第4号育児短時間勤務職員（当該在宅勤務を行う日の勤務時間が3時間55分である者に限る。）並びに午前8時15分から午前11時45分までの時刻である第2号育児短時間勤務職員は、在宅勤務を行う日の勤務時間の途中に45分の休憩時間を置くことができる。

2 前項の休憩時間の開始時刻は、午後0時から午後1時までの時刻であって、かつ、始業の時刻から1時間以上の時間が経過した時刻でなければならない。

（終業の時刻）

第8条 在宅勤務を行う日の終業の時刻は、勤務時間等規程第7条の規定にかかわらず、第5条の始業の時刻から7時間45分（第1号育児短時間勤務職員及び当該在宅勤務を行う日の勤務時間が3時間55分の第4号育児短時間にあつては3時間55分、第2号育児短時間勤務職員にあつては4時間55分）及び第6条第1項又は前条第1項の休憩時間を合計した時間が経過した時刻とする。

（出勤及び超過勤務の特例）

第9条 在宅勤務を行う職員については、勤務時間等規程第9条及び第16条の規定は、適用しない。

（休暇等の承認の特例）

第10条 次の各号のいずれかの承認を受けている職員が、第3条に規定する在宅勤務の承認又は第4条に規定する在宅勤務の命令を受けたときは、当該在宅勤務を行う日について当該各号に掲げる承認が取り消されたものとみなす。

- 一 勤務時間等規程第11条の規定による勤務しないことの承認（同条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。）
- 二 勤務時間等規程第26条に規定する特別休暇の承認（別表第5八の項に掲げる事由に該当する場合に限る。）
- 三 独立行政法人統計センター組織規程等の一部を改正する規程（平成21年総総102号）附則第2条に規定する特例保育休暇の承認

（補則）

第11条 前条までに定めるもののほか、職員の在宅勤務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月17日から施行する。

別表（第5条関係）

職員	始業の時刻
育児短時間勤務職員以外の職員，第3号育児短時間勤務職員及び当該在宅勤務を行う日の勤務時間が7時間45分である第4号育児短時間勤務職員	午前8時15分 午前8時30分 午前8時45分 午前9時 午前9時15分 午前9時30分
第1号育児短時間勤務職員及び当該在宅勤務を行う日の勤務時間が3時間55分である第4号育児短時間勤務職員	午前8時15分 午前8時30分 午前8時45分 午前9時 午前9時15分 午前9時30分 午前9時45分 午前10時 午前10時15分 午前10時30分 午前10時45分 午前11時 午前11時15分 午前11時30分 午前11時45分 午後0時 午後0時15分 午後0時30分 午後0時45分 午後1時 午後1時15分 午後1時30分 午後1時45分 午後2時
第2号育児短時間勤務職員	午前8時15分 午前8時30分 午前8時45分 午前9時

	午前9時15分 午前9時30分 午前9時45分 午前10時 午前10時15分 午前10時30分 午前10時45分 午前11時 午前11時15分 午前11時30分 午前11時45分 午後0時 午後0時15分 午後0時30分 午後0時45分 午後1時
--	--